



地域の「見守り」と「気づき」がキーワード

# ふせごう！高齢者虐待

☒ 高齢福祉課 地域ケア推進係

## ◆高齢者虐待には5つの種類があります

高齢者の権利を侵害したり、生命や健康を損なったりする行為が、高齢者虐待に該当します。

### 身体的虐待

- たたく、つねる、なぐる、ける
- ベッドに縛りつける
- 外から鍵をかけて閉じ込める など

### 心理的虐待

- 怒鳴る、ののしる、悪口を言う
- 威圧的な態度、無視、嫌がらせにより精神的苦痛を与える など

### 経済的虐待

- 日常的に必要なお金を渡さない
- 入院や受診、介護保険サービス等に必要な費用を支払わない など

### 放棄・放任

- 入浴させない
- 水や食事を与えない
- おむつなどを放置する
- 劣悪環境に放置する など



介護者や高齢者本人がその行為を虐待とらえているかという、「虐待の自覚」は問いません。

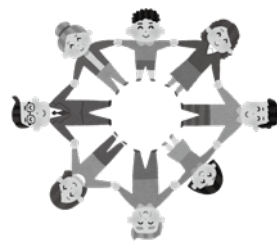
### 性的虐待

- 下半身を裸や下着のまま放置する
- ひと前でオムツ交換をする
- キス、性器への接触などわいせつ行為を強要する など

## ◆地域の「見守り」と「気づき」が虐待防止の第一歩！

高齢者虐待は、どこの家庭でも起こりうる身近な問題です。介護を担う家族が心身ともに疲労し、追い詰められ、自覚がないままに「虐待」に至ってしまうこともあります。介護が必要な高齢者や介護をしている家族などが地域から孤立しないようにすることが、高齢者虐待を防ぐ第一歩です。

「汚れたままの服を着ている」「強い無力感やあきらめ、投げやりな様子がある」「家の中から家族の怒鳴り声や泣き声が聞こえる」などの小さなサインにも気づけるよう、日ごろから「見守り」「声かけ」「さりげない手助け」などができる地域づくりが大切です。



## ◆「虐待かも…」と思ったら、迷わず相談・通報を！～通報者の情報は守られます～

高齢者虐待は、小さなものから大きなものにエスカレートする傾向があります。虐待の「小さな芽」を早期に発見することで、事態の深刻化を防ぐことができます。相談・通報は、高齢者を守るばかりではなく、虐待をしてしまった養護者（介護者）を救うことにもつながります。

家庭や地域、施設などで虐待の疑いを感じたり、心配な高齢者や養護者（介護者）がいる際は、ご相談ください。

相談・通報先 高齢福祉課・地域包括支援センター ☎ 26-2250